

公

示

九州運輸局長  
令和7年7月22日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年8月1日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第10号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

|       | 申請者   | 申請概要                                      | 営業区域  | 備考                 |
|-------|-------|-------------------------------------------|-------|--------------------|
| 7-109 | 豊永 将司 | ○遠距離割引の廃止<br>普通車： 9,000円を超える部分につき1割引      | 福岡交通圏 | 【管轄運輸支局】<br>福岡運輸支局 |
| 7-110 | 吉積 隆  | ○迎車回送料金の設定<br>迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円 | 福岡交通圏 | 【管轄運輸支局】<br>福岡運輸支局 |